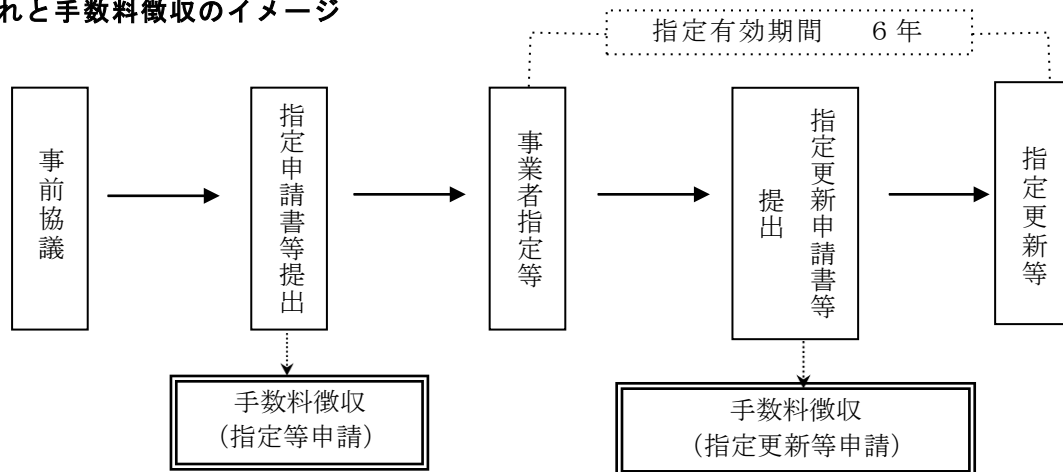


指定申請等に係る手数料について (R6.4.1更新)

介護サービス事業者が指定、更新等の申請を行う際には、以下のとおり手数料を徴収することとしています。

なお、平成24年4月より地域密着型サービス事業者（介護予防を含む）また、平成28年10月より介護予防・日常生活支援総合事業においても、指定及び指定更新の申請を行う際に、手数料を徴収することとなりましたので、以下の通り手続きをお願いします。

1 指定の流れと手数料徴収のイメージ



2 手数料の額

サービスの種類	申請の種類	金額
指定居宅サービス事業者（※3）	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定居宅介護支援事業者	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
指定介護老人福祉施設（※1）	指定申請	43,000円
	指定更新申請	33,000円
介護老人保健施設	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請	33,000円
	許可更新申請	33,000円
介護医療院	開設許可申請	63,000円
	変更許可申請	33,000円
	許可更新申請	33,000円
指定介護予防サービス事業者（※3）	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円
介護予防・日常生活支援総合事業	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円
地域密着型サービス事業者（※3）	指定申請	20,000円
	指定更新申請	10,000円
地域密着型介護予防サービス事業者（※2）（※3）	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円
指定介護予防支援事業者	指定申請	10,000円
	指定更新申請	10,000円

（※1）介護老人福祉施設と併設型短期入所生活介護事業（介護予防を含む）の申請を同時に行う場合の手数は、介護老人福祉施設分のみ徴収します。

（※2）地域密着型介護予防サービスの申請手数料は、同種の地域密着型サービスの申請を同時に行う場合は徴収しません。

（※3）共生型居宅サービス事業の申請手数料は、徴収しません。（介護予防・日常生活支援総合事業も同じ）

3 納付方法

指定更新申請書の受理後、納入通知書を郵送いたしますので、これに現金を添えて高松市指定金融機関等へ納付してください。

なお、納付期限を過ぎた場合は、高松市指定金融機関等での取り扱いが出来なくなりますので、ご注意ください。

また、指定有効期間満了日までに指定更新申請手数料が納付されない場合は指定の更新が受けられず、指定の効力を失うこととなりますのでご注意ください。